

1. ハローワーク総合評価について……………1頁

2. 正社員実現に向けた取組の強力な推進について……………5頁

3. 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進……………8頁

第8期第1回 東京地方労働審議会

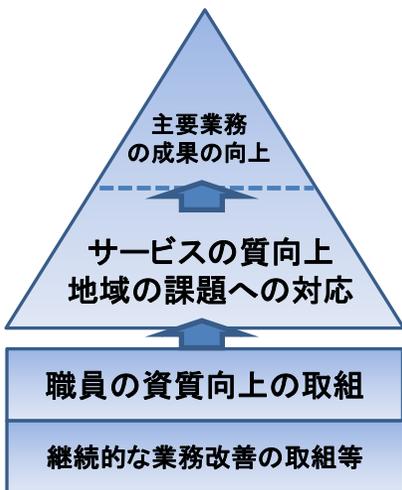


ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組(概要)

ハローワークの機能強化を図るため、従来の目標管理・業務改善の拡充、マッチング機能に関する業務の総合評価、評価結果等に基づく全国的な業務改善を、平成27年度から一体的に実施。

PDCAサイクルによる 目標管理・業務改善の拡充

- 現行の取組(就職率等を指標にしたPDCAサイクルによる目標管理)を拡充し、業務の質の指標を追加。
- 地域の雇用の課題を踏まえ重点とする業務に関する指標を追加。
- 中長期的な就職支援の強化のため、職員の資質向上や継続的な業務改善の取組を推進。



短期的な成果の向上だけでなく
中長期的な業務の質向上・業務改善を図り
就職支援を強化

ハローワークのマッチング機能の 総合評価・利用者への公表

- 業務の成果や目標達成状況等を定期的に公表
→ 主要指標の実績を毎月、年度後半の取組強化のための分析を年度末に、総合評価を年度終了後に公表
- 業務の成果や質、職員の資質向上・業務改善の取組等の実施状況をもとにハローワークの総合評価を実施。
→ 労働市場の状況や業務量が同程度のハローワークをグループに分け、その中で比較し評価
- ハローワークごとに実績・総合評価及び業務改善の取組等をまとめ、労働局が公表。


重点的に取り組んだ事項、業務改善を図った事項、業務改善が必要な事項、総合評価、基本統計データ、指標ごとの実績及び目標達成状況などを公表
- 労働局は地方労働審議会、本省は労働政策審議会に報告。

評価結果等に基づく 全国的な業務改善

- 評価結果等をもとに本省・労働局による重点指導や好事例の全国展開等を実施。
 - ① 評価結果等をもとに労働局・ハローワークに対する問題状況の改善指導
 - ② 改善計画を作成、本省・労働局が重点指導(評価期間終了後)
 - ③ 好事例は全国展開(評価期間終了後)
労働市場の状況や業務量が同程度のハローワークによる交流会も開催

全ハローワークで共通する評価
(全所必須指標)

(1) 主要指標による評価

ハローワークのマッチング機能に関する業務のうち特に中核業務の成果を測定する指標に基づく評価

主要指標	目標数
①就職件数(常用)	131,130件
②求人充足件数(常用)	170,280件
③雇用保険受給者の早期再就職件数	43,700件

(2) 補助指標による評価

ハローワークのマッチング機能に関する業務の質を測定する指標に基づく評価

補助指標	目標数
①満足度調査(求人者)	90%
②満足度調査(求職者)	90%
③紹介成功率(常用)	11.8%

ポイント化

総合評価を実施

ハローワークごとの重点的な取組の評価
(所重点指標・所重点項目)

(3) 所重点指標による評価

ハローワークのマッチング機能に関する重要業務のうち、地域の雇用に関する課題等を踏まえ、ハローワークごとに重点として取り組む業務に関する指標に基づく評価

所重点指標	目標数
①生活保護受給者等の就職件数	6,770件
②障害者の就職件数	6,067件
③学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職	20,310件
④ハローワークの職業紹介により、正規雇用に結び付いたフリーター等の件数	37,460件
⑤マザーズハローワーク事業における就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	87.5%
⑥正社員求人数	621,152件
⑦正社員就職件数	67,826件
⑧介護・看護・保育分野の就職件数	15,000件
⑨建設分野の就職件数	4,800件

(4) 所重点項目に対する評価

中長期的なマッチング機能向上のための、職員の資質向上の取組や継続的な業務改善の取組等の実施状況の評価

- ・職員による事業所訪問の実施
- ・求職者担当制の実施
- ・職員による計画的なキャリア・コンサルティング研修の受講
- ・好事例を導入した業務改善を実施 など

ハローワーク総合評価の目標設定及び進捗状況

(ハローワークごとの全所必須指標)

主要指標	労働局計																		公表 時期
		飯田橋	上野	品川	大森	渋谷	新宿	池袋	王子	足立	墨田	木場	八王子	立川	青梅	三鷹	町田	府中	
a 就職件数(常用)*1 27年度目標値	131,130	6,000	3,380	4,400	6,800	10,500	15,700	14,000	3,800	9,350	10,300	8,000	7,100	9,400	4,500	6,200	4,600	7,100	毎月
b 実績(27年4月~9月累計) 年度目標に対する 進捗割合(%) (b/a)	68,503	3,392	1,812	2,086	3,566	5,486	7,930	7,269	1,957	4,894	5,347	4,204	3,757	4,986	2,475	3,250	2,373	3,719	
	52.2%	56.5%	53.6%	47.4%	52.4%	52.2%	50.5%	51.9%	51.5%	52.3%	51.9%	52.6%	52.9%	53.0%	55.0%	52.4%	51.6%	52.4%	
c 求人充足数(常用)*2 27年度目標値	170,280	30,000	5,390	19,600	7,000	17,960	19,140	14,270	3,050	8,310	7,010	10,000	5,620	7,510	3,620	3,960	2,630	5,210	毎月
d 実績(27年4月~9月累計) 年度目標に対する 進捗割合(%) (d/c)	88,511	15,662	2,666	9,630	3,539	8,942	9,942	7,593	1,643	4,383	3,788	5,253	3,009	3,931	1,975	2,317	1,463	2,775	
	52.0%	52.2%	49.5%	49.1%	50.6%	49.8%	51.9%	53.2%	53.9%	52.7%	54.0%	52.5%	53.5%	52.3%	54.6%	58.5%	55.6%	53.3%	
e 雇用保険受給者 の早期再就職件数*3 27年度目標値	43,700	1,260	700	1,930	2,250	4,600	4,450	5,100	1,200	3,100	2,500	3,900	2,200	3,270	1,250	2,200	1,300	2,490	毎月
f 実績値(27年4月~7月累計) 年度目標に対する 進捗割合(%) (f/e)	16,582	452	267	711	899	1,763	1,678	1,954	464	1,166	880	1,456	835	1,288	491	860	449	969	
	37.9%	35.9%	38.1%	36.8%	40.0%	38.3%	37.7%	38.3%	38.7%	37.6%	35.2%	37.3%	38.0%	39.4%	39.3%	39.1%	34.5%	38.9%	

*1：常用：雇用契約において雇用期間の定めのない、又は、4か月以上の雇用期間が定められているもの。

*2：都内ハローワークにおいて受理した求人に対して、全国ハローワークからの職業紹介により就職が確認された件数。

*3：雇用保険受給者が所定給付日数を3分の2以上残して就職された方の件数。

*4：雇用保険受給者の早期再就職件数の実績値については、該当月分を翌々月（例：4月分を7月）に公表。

ハローワーク総合評価におけるグループ内比較のイメージ

	就職件数(常用)			充足件数(常用)			雇用保険受給者の早期再就職件数 (27年4月～27年7月累計)			紹介成功率(常用)					合計ポイント
	年度 目標値	第1・三半期 実績値	進捗率 (%)	年度 目標値	第1・三半期 実績値	進捗率 (%)	年度 目標値	第1・三半期 実績値	進捗率 (%)	年度 目標値	第1・三半期 実績値	進捗率 (%)	年度 目標値	第1・三半期 実績値	進捗率 (%)	
0101札幌	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇P
0401仙台	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇P
1103大宮	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇P
⋮													〇〇P
1301飯田橋	6,000	3,392	56.5%	30,000	15,662	52.2%	1,260	452	35.9%	7.1%	12.0%	169.0%	〇〇P
1304品川	4,400	2,086	47.4%	19,600	9,630	49.1%	1,930	711	36.8%	8.6%	9.8%	114.0%	〇〇P
1307渋谷	10,500	5,486	52.2%	17,960	8,942	49.8%	4,600	1,763	38.3%	7.5%	10.3%	137.3%	〇〇P
1308新宿	15,700	7,930	50.5%	19,140	9,942	51.9%	4,450	1,678	37.7%	7.6%	9.4%	123.7%	〇〇P
1309池袋	14,000	7,269	51.9%	14,270	7,593	53.2%	5,100	1,954	38.3%	8.4%	10.8%	128.6%	〇〇P
1315立川	9,400	4,986	53.0%	7,510	3,931	52.3%	3,270	1,288	39.4%	10.2%	12.1%	118.6%	〇〇P
⋮													〇〇P
2302名古屋中	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇P
⋮													〇〇P
3401広島	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇P
⋮													〇〇P
4701那覇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇P

所重点指標選択数

	選択数	全国の対象ハローワーク数	東京労働局管内ハローワーク
グループ1	9	25	飯田橋、品川、渋谷、新宿、池袋、立川
グループ2	7	36	上野、大森、足立、墨田、木場、八王子、三鷹、府中
グループ3	7	40	該当なし
グループ4	5	35	王子、町田
グループ5	5	35	青梅
⋮			
グループ11			

正社員実現に向けた取組の推進

- 本年10月、労働局長をトップとする「東京労働局正社員転換・待遇改善実現本部」を発足
- 今後、本部が中心となって、東京都をはじめとする地域の関係者との緊密な連携のもと、正社員実現に向けたキャンペーンを展開するなど、東京における正社員実現に向けた取組を更に推進

推進体制

H27.9.25～

厚生労働省本省

正社員転換・待遇改善実現本部

本部長 厚生労働大臣
 本部長代理 厚生労働副大臣(労働担当)、厚生労働大臣政務官(労働担当)
 事務局長 職業安定局長
 労働基準局長、雇用均等・児童家庭局長、職業能力開発局長、
 政策統括官(労働担当)等

<設置日> 平成27年9月25日

<趣旨> ・ 省をあげた正社員転換・待遇改善等の雇用対策の実施
 ・ 正社員転換・待遇改善実現プラン(5カ年計画)の策定

<第1回(9月25日)>

「正社員転換・待遇改善に向けた緊急対策(平成27年度内)」の取りまとめ

- ① H27.10～12 正社員転換・待遇改善キャンペーンの実施
- ② H28.1～3 不本意非正規対策・学卒正社員化キャンペーンの実施
- ③ H28.1 正社員転換・待遇改善実現プラン(5カ年計画)の策定

各都道府県労働局に設置

H27.10.28～

東京労働局

東京労働局正社員転換・待遇改善実現本部

(本部長 東京労働局長)

各都道府県労働局においても、労働局長が陣頭に立って、
 地域における正社員転換・待遇改善等を強力に推進

連携

東京都*
その他関係者

*東京都雇用対策協定に基づき緊密な連携

東京労働局における当面の取組方針

- ① 年内にかけて、引き続き、「東京労働局・正社員化集中支援キャンペーン(第二弾)」(次頁)を強力に展開
- ② 年明けから年度末にかけて、未内定就活生への集中支援等を盛り込んだ、キャンペーン第三弾を実施(予定)
 ➡ 経済団体等に対する「正社員実現に向けた取組等の要請」についても実施を検討
- ③ 年度末までに、本省策定のプランを踏まえ、東京の「地域プラン(地域計画)(仮称)」を策定

- 都内ハローワークでの**正社員就職67,826人***の実現を目指し、昨年12月から年度末まで実施した「**正社員化集中支援キャンペーン**」の**第二弾**を、本年7月から12月までの6か月間に亘って展開

* 27年度目標。キャンペーン期間(27年7月～12月)は、33,664人を目標

～「東京労働局・正社員化集中支援キャンペーン(第2弾)」を展開～

ハローワークによる正社員就職の実現

- **若者・新卒者の正社員就職に向けた就職支援**
都内ハローワーク17所に加え、わかものHW(都内3か所)や新卒応援HW(都内2か所)において、担当者制等による個別支援を実施
 - **子育て中の女性等の活躍促進**
マザーズHW(都内3か所)が中心となって、仕事と子育てが両立しやすい求人確保等、女性の活躍促進を後押し
 - **職業訓練受講者や雇用保険受給者への就職支援**
 - **人手不足分野における人材確保の強化**
- ➡ **期間中、重点支援対象分野を概ね2か月ごとに設定し、戦略的に正社員就職を促進**
- このほか、高齢者、障害者等に対しては、個々の状況に応じたきめ細かな就職支援を引き続き実施

正社員実現に取り組む企業への支援

- **若者応援宣言企業の確保**
若者の採用・育成等に積極的に取り組む企業(若者応援宣言企業)の魅力を発信する機会を増やし、若者等の人材確保を後押し
※ 若者応援企業558社(6月末現在)(26年度1,031社)
 - **正社員転換等を行う企業に助成金支給**
非正規雇用労働者の正社員転換、人材育成、処遇改善などに取り組む企業を助成(キャリアアップ助成金)
- ➡ **東京都雇用対策協定(平成27年2月10日締結)に基づき、東京都と連携・協力して取組を推進**

「魅力ある職場づくり」の推進

- **各企業等に対して正社員採用等を働きかけるなど、「魅力ある職場づくり」に向けた取組を推進**
昨年度に実施した「魅力ある職場づくりキャンペーン」の取組を継続し、企業の「働きがい・働きやすさ」といった魅力の発信と向上への助言・援助を実施

- **ハローワークの利用促進(新規求職者等の掘り起し)**

ハローワークのサービスメニュー等の周知等をあらゆる機会、方法(SNSや動画を活用)により実施し、新規求職者の掘り起しやリピーターを確保

➡ 局内にHW職員も加えた「HW利用促進戦略的広報PT」を新たに立ち上げ

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律(平成27年法律第72号) (青少年の雇用の促進等に関する法律)

- 適切な職業選択の支援に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、関係法律についての所要の整備等を行う。

1. 円滑な就職実現等に向けた取組の促進（勤労青少年福祉法等の一部改正）

(1) 関係者の責務の明確化等

国、地方公共団体、事業主等の関係者の責務を明確化するとともに、関係者相互に連携を図ることとする。

(2) 適職選択のための取組促進

- ① 職場情報については、新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、(i)幅広い情報提供を努力義務化、(ii)応募者等から求めがあった場合は、3類型ごとに1つ以上の情報提供を義務化。
 - ▶ 提供する情報：(ア)募集・採用に関する状況、(イ)労働時間等に関する状況、(ウ)職業能力の開発・向上に関する状況
- ② ハローワークは、一定の労働関係法令違反の求人者について、新卒者の求人申込みを受理しないことができることとする。
 - ▶ ハローワークは求人申込みをすべて受理しなければならないこととする職業安定法の特例
- ③ 青少年に係る雇用管理の状況が優良な中小企業について、厚生労働大臣による新たな認定制度を設ける。

(3) 職業能力の開発・向上及び自立の支援

- ① 国は、地方公共団体等と連携し、青少年に対し、新ジョブ・カード(職務経歴等記録書)の活用や職業訓練等の措置を講ずる。
- ② 国は、いわゆるニート等の青少年に対し、特性に応じた相談機会の提供、職業生活における自立支援のための施設(地域若者サポートステーション)の整備等の必要な措置を講ずる。

(4) その他

- ① 勤労青少年福祉法の題名を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。
- ② ハローワークが学校と連携して職業指導等を行う対象として、「中退者」を位置づける。(職業安定法改正)

2. 職業能力の開発・向上の支援（職業能力開発促進法の一部改正）

(1) 新ジョブ・カード（職務経歴等記録書）の普及・促進

国は、職務の経歴、職業能力等を明らかにする書面の様式を定め、その普及に努める。

(2) キャリアコンサルタントの登録制の創設

キャリアコンサルタントを登録制とし、名称独占・守秘義務を規定する。

(3) 対人サービス分野等を対象にした技能検定制度の整備

技能検定の実技試験について、厚生労働省令で定めるところにより検定職種ごと、実践的な能力評価の実施方法を規定する。

平成27年度 東京都雇用対策協定に基づく事業計画(概要)

1. 若年者を中心とする正社員希望者等に対する就職支援の充実

- (1) 非正規雇用労働者の正社員化の推進
 - ア 正社員転換に取り組む企業に対する経済的支援の実施
 - イ 正社員採用に取り組む若者応援宣言企業に対する経済的支援の実施
 - ウ シンポジウム等の開催による正社員化の機運の醸成
- (2) 若年者に対する就職支援の充実
 - ア 東京しごとセンターにおける一体的な就職支援
 - イ 新規大卒者等向け就職面接会の共催
 - ウ 若年者を対象とした各種支援制度の周知広報
- (3) 高校生等に対するキャリア教育や就労支援の実施
 - ア 職業講話やインターンシップの実施等
 - イ 都立高校とハローワークとの連携による就職支援の実施
 - ウ 私立学校の就労支援ニーズに応じた支援の実施
- (4) 都立高校中途退学者等に対する支援の強化

2. 中小企業等での人材確保対策等の強化

- (1) 中小企業や人手不足分野(介護・保育・看護・建設分野等)での人材確保の強化
 - ア 中小企業緊急人材確保支援事業等の実施
 - イ ナースプラザ・ハローワーク連携事業の拡充
 - ウ 医療従事者の「雇用の質」向上の取組の推進
 - エ 福祉人材確保対策の充実
- (2) 職業訓練による人材育成支援とマッチング支援との連携強化
 - ア 施設内訓練における、都立職業能力開発センターとハローワーク間の情報共有化の推進など、訓練からの円滑な移行によるマッチング支援の実施
 - イ 民間委託訓練受講生に対する就職支援の強化等
 - ウ 地域の人材育成ニーズを踏まえた適切な訓練計画の策定及び地域の人材育成支援全体の在り方等について検討

3. 全員参加型社会の実現に向けた取組の強化

- (1) 女性の活躍促進
 - ア マザーズハローワーク等との連携による子育て女性等に対する就職支援
 - イ 女性の活躍促進等に向けた各種制度の周知啓発
- (2) 高齢者、障害者等に対する就労支援の推進
 - 〈高齢者に対する就労支援の推進〉
 - ア 高齢者の再就職の援助・促進
 - イ 65歳以上の高齢者に対する就職支援の強化
 - ウ 高齢者の多様な働き方への支援
 - 〈障害者等に対する就労支援の推進〉
 - ア 福祉・教育・医療から就労への移行の促進
 - イ 関係機関が連携したチーム支援の実施
 - ウ 中小企業における障害者雇用の推進
 - エ 障害者個々人に応じた能力開発等の推進
 - オ 障害者虐待防止法に基づく虐待防止等の措置の履行
 - カ 難治性疾患患者に対する就労支援の強化
- (3) 求職者個々の状況に応じた支援等の実施
 - ア 外国人労働者の雇用対策の推進
 - イ 生活保護受給者等生活困窮者の就労支援
 - ウ ホームレスの就業対策の推進
 - エ 公正な採用選考の推進

4. ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 「働き方改革」の取組の推進
 - ア ワーク・ライフ・バランスの実現のため改善に意欲のある事業場に対する支援
 - イ 「働き方改革」の周知広報等
- (2) 育児・介護を両立できる環境の整備等

5. 適正な労働条件の確保へ向けた取組の実施

- (1) 相談環境の整備
- (2) 若者への労働法の普及啓発等

ハローワークと基礎自治体が地域雇用問題連絡会議を通じ、それぞれの強みを発揮して、一体となった雇用対策を進めることで、地域住民サービスの更なる強化を目指します。

地域雇用問題連絡会議の開催

ハローワーク
(17所)

連携事業の協議



基礎自治体
(区市町村)

一体的実施事業の展開

- 基礎自治体の庁舎等に常設窓口を設置
- 完全予約制・担当者制で国の職員が対応
- 生活保護受給者、若年者等に対して、基礎自治体の雇用支援事業や福祉から就労までの一体的支援等を展開

【生活保護受給者等対応型】
新宿区 中野区 墨田区 葛飾区
大田区 足立区 練馬区 荒川区
江戸川区 江東区 世田谷区
台東区 港区 豊島区 板橋区
八王子市 調布市 町田市 府中市
(27.9.10現在15区4市で実施)
北区(H28.2月開設予定)
江戸川区(H28.3月開設予定)

【一般対応型】
品川区 杉並区 江戸川区
(27.9.10現在3区で実施)

- 地域のニーズ・特性に応じ、国の労働政策の活用や地域の雇用就業施策との連携強化、共同事業の企画・運営等を協議
- 構成員
 - ・基礎自治体: 首長以下、幹部職員
 - ・ハローワーク: 所長以下、幹部職員
 - ・労働局: 局長以下、幹部職員
 - ・労働基準監督署
 - ・商工会議所他地域の経済団体、関係機関など
- 27.9.10現在、22区26市1町と39回開催

就職面接会等の共同開催(地域の経済団体とも連携)

- 就職面接会(若年者、高齢者、障害者)
- 福祉・保育のツアー型面接会
- 求職者向けセミナー
- 基礎自治体窓口への出張相談
- 基礎自治体からの事業所情報に基づく、求人開拓の実施
- 障害者の職業生活を含めた就職支援(チーム支援)

ふるさとハローワーク

ハローワークの関連施設を設置して基礎自治体の求めに応じ、基礎自治体の庁舎等を活用し、職業相談・紹介を実施(27.9.10現在5区10市町で実施)

目黒区 世田谷区 練馬区 北区 荒川区 日野市 東大和市 小平市 昭島市 あきる野市 瑞穂町 東久留米市 西東京市 清瀬市 多摩市
東村山市(H28.3月開設予定)

HW庁舎外窓口

求職者の利便性の高い地域(駅前等)にハローワークプラザとして設置

大田区 葛飾区 江戸川区 立川市
板橋区 足立区 八王子市 調布市

求人情報オンライン提供

自治体の求めに応じ、ハローワークの求人情報を提供。

台東区 品川区 杉並区 中央区 豊島区 千代田区 新宿区 渋谷区
東京都産業労働局